

一般社団法人和歌山県有床診療所協議会

次期役員選挙管理委員会 規程

[1] 目的

本委員会は、定款に基づく次期役員の選出を円滑に行うために設置し、立候補者の募集・受付、周知、社員総会の決議に基づく次期役員の選定までの手続きを管理する。

[2] 設置と構成

本委員会は、役員改選年ごとに設置し、当該年の総会終了後に解散する。委員長（1名）及び委員（2名以上）は、理事会が指名する。

[3] 立候補者の募集・受付

本委員会が立候補を募る役員は、理事、監事とする。なお、立候補者の募集・受付の基本的な要領は以下のとおりとし、募集案内や日程等を会員に周知するものとする。

- ・役員候補者は社員の中から選任する。但し、必要に応じて社員以外からも役員を選任出来るものとする。
- ・候補者は、自薦・他薦を問わない。
- ・会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- ・候補者の募集・受付期間は、役員改選年の総会の3ヶ月前～1ヶ月前を基本とする。

[4] 候補者の推薦

本委員会は、候補者の募集期間中に候補者が定員に満たない場合などは、候補者の募集・受付期間経過後に候補者の推薦を行う。

[5] 周知・決議に関する調整

本委員会は、法人事務局が実施する以下の活動の調整を行う。

- ・法人事務局は、立候補者の募集・受付の要領や必要な書類の周知を行う。
- ・法人事務局は、次期役員候補者を、総会までに会員に周知する。
- ・法人事務局は、総会において次期役員選出のための決議をとりまとめる。

[6] 社員総会の決議における役員選任結果の報告

本委員会は、定款第25条に基づく社員総会決議による役員選任結果報告を会員に行なう。

[7] 付則

本規程は、2019年4月20日より施行する。